急速に変化する域外適用の法実務

 ―　人権とNational Securityを理由とした立法管轄の拡張を主に　―

 MDPビジネスアドバイザリー（株）[[1]](#footnote-1)

ニューヨーク州弁護士　内田　芳樹[[2]](#footnote-2)

1. 問題意識
2. 他国の官僚による人権侵害に対する自国での直接処罰：Magnitsky Actの効果

2012年米国Magnitsky Actがオバマ政権下で成立し、ロシア国内で深刻な人権侵害を犯したロシア官憲に対し、米国が独自に制裁を科す（米国入国禁止、既存の米国VISA破棄、米国内資産没収）立法が成立した。オバマ政権により、Magnitsky Actによる処罰対象者が洗い出され、横領犯官僚は勿論、関与裁判官、検察官、内務省官僚及び殺害実行犯と目された刑務所刑務官等の実名が公表された。その後、カナダ（2015年）、EU（2019年）、およびオーストラリア（2021年）等が同様の趣旨の法律を制定している。

また米国では、**2017年度国防授権法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year of 2017）の一部**として***Global Magnitsky Human Rights Accountability Act****,* （略称「Global Magnitsky Act」）が成立し、米国政府が世界のいずれの場所でも人権侵害（human rights abuses）を行った外国政府職員に対し制裁を科すことが認められた。結果として、トランプ大統領以降、「人権侵害と腐敗（Corrupted）を行う外国官僚」に対するExecutive Orderが出されるようになり、主として中南米やアフリカ・中近東・旧ソ連圏等の国々の官僚・元官僚等が多数名指しされている。

1. OFAC（米国財務省傘下）やBIS（米国商務省傘下）のリスト掲載の意味

OFAC（Office of Foreign Asset Control,外国資産管理室）が公表するSDN List (Specially Designated Nationals list）やBIS(Bureau of Industry and Security, 産業安全保障局)が公表するEntity ListやDenied Persons Listは、日本を含め[[3]](#footnote-3)世界各国の金融機関がマネーロンダリング規制や輸出入管理との関係を理由として遵守を行うよう米国金融当局から求められ、違反者は多額の罰金や責任者の米国での刑事罰も科されるリストであるが、これらのリストにウイグル人権法や香港自治法違反の行政当局者の氏名が掲載されている。議会は、これらの人権関連立法の際、行政府に該当人物を特定し、BIS等のリストへの掲載と議会への報告を求めている。特に香港自治法では、中国政府と香港行政庁による過去の英国との香港自治に関する各種協定違反にたいする責任者の責任を問う形で制裁条項が入れられており、米国行政府が認定した責任者（後日、前香港行政長官と、現香港行政長官名が公表された）と重要な取引（米ドル建てに限らない）を行った外国金融機関も制裁の対象とする（第7条）条項が入っている。未確認情報（出典：台湾独立系メディア）であるが、香港特別行政府行政長官であった林鄭月娥氏は、香港の銀行から銀行取引を拒否され、給与を現金で受け取らざるを得なくなり、その旨をFace Bookで嘆いているとの情報がある。

1. 対中・対ロ戦略の中核となった人権問題とその国家安全保障問題への波及

今年8月に成立したChips & Science Act (Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors for America Act)でも触れられ、同法の成立直前まで議論されていたUS Innovation and Competition Act（”USICA”）では、対中国制裁理由として人権問題を大きく掲げており、その中でこれまで成立した各種対中国立法の執行をより強めるよう要求している。

Ｂ．考察

人権問題は、上記のように行政機関役職員の腐敗（Corruption）問題と結びつき、更にはNational Security関連の貿易・経済問題に波及してきている。かつては、実効性を伴わなかった人権問題関連の国際法が、National Securityの問題も絡め、域外適用の形で強制力を持ち、紛争当事国以外の金融機関等にまで強制対象となっている事実に着目したい。更に、民間の証券市場でESGやSDGｓ等の**規制当局からの開示要請**に際し、「**人権デューデリジェンス**」を**企業のSupply Chain Management System**の中で行うように求められだしている事実とその効果についても、時間があれば触れたい。

 以上

（注）上記は、2022年12月8日の国際経済法研究会で発表予定の内容の概略を示すものですが、当日までの研究成果等の積み上げの結果、発表当日上記の発表内容の一部が変更される可能性があることは、予めご理解ください。

1. KPMG Legal Japan の承継会社。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 東京銀行法務室・東京三菱銀行コンプライアンス室を経てアーサーアンダーセンTLBA・KPMG Legal日本責任者。国際大学MBAコース非常勤講師、神戸大学法学研究科GMAC客員教授等経験。 [↑](#footnote-ref-2)
3. <https://www.bk.mufg.jp/tsukau/kaigai/soukin/OFAC_ryui.html>　参照。他行も同じ立場と思われます。 [↑](#footnote-ref-3)